

妊産婦健康診査に係る 受診票の統一及び 情報共有システムの構築



令和5年6月
今治市

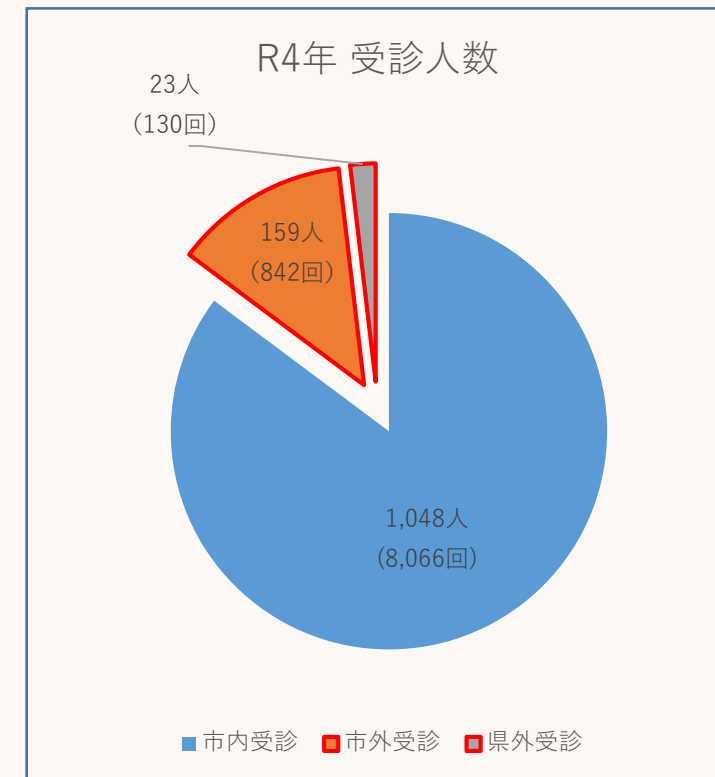
妊産婦健康診査について

〔妊産婦健康診査〕

- ・母子保健法13条において、「市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは、幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない」とされている。

㊦ 〔今治市の現状〕

- ・愛媛県医師会と個別契約を締結しているため、県内の医療機関であれば、本市の妊産婦健康診査受診票を使用することができる。
※県内全市町村が愛媛県医師会と個別契約している。
- ・県内で統一された受診票を使用しており、市外の医療機関を受診しても診断結果が受診票（複写）に記載されて本市に共有される。





妊産婦健診の現状

株式会社 野村総合研究所

妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査研究事業 報告書（令和5年3月）参考

⇒妊婦健診の課題としては、市町村担当者、妊婦共に償還払いの手続きの負担が挙げられている。（1,741市町村のうち有効回答数1,333件）

【妊婦回答上位3つ】

- ・ 自己負担額が医療機関によって異なる 30.9%
- ・ 償還手続きの負担が大きい 24.9%
- ・ 自己負担額やその内訳がわかりにくい 17.1%

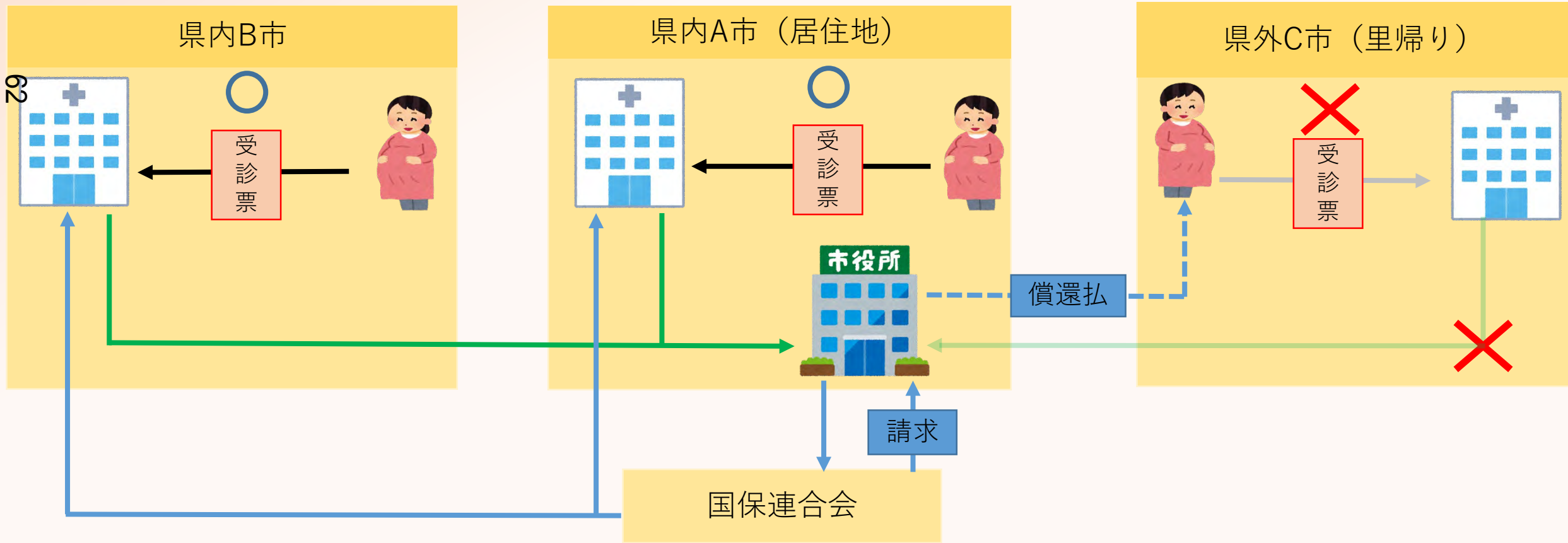
【行政回答上位3つ】

- ・ 償還手続きの負担が大きい 44.3%
- ・ 医療機関により妊産婦健康診査の項目がことなる 27.9%
- ・ 契約手続きなど、個別医療機関との調整負担が大きい 16.5%

支障事例（受診票・診査結果）

- 県外（市外）で受診票を利用できない
- 県外（市外）で受診した妊産婦の情報が共有されない

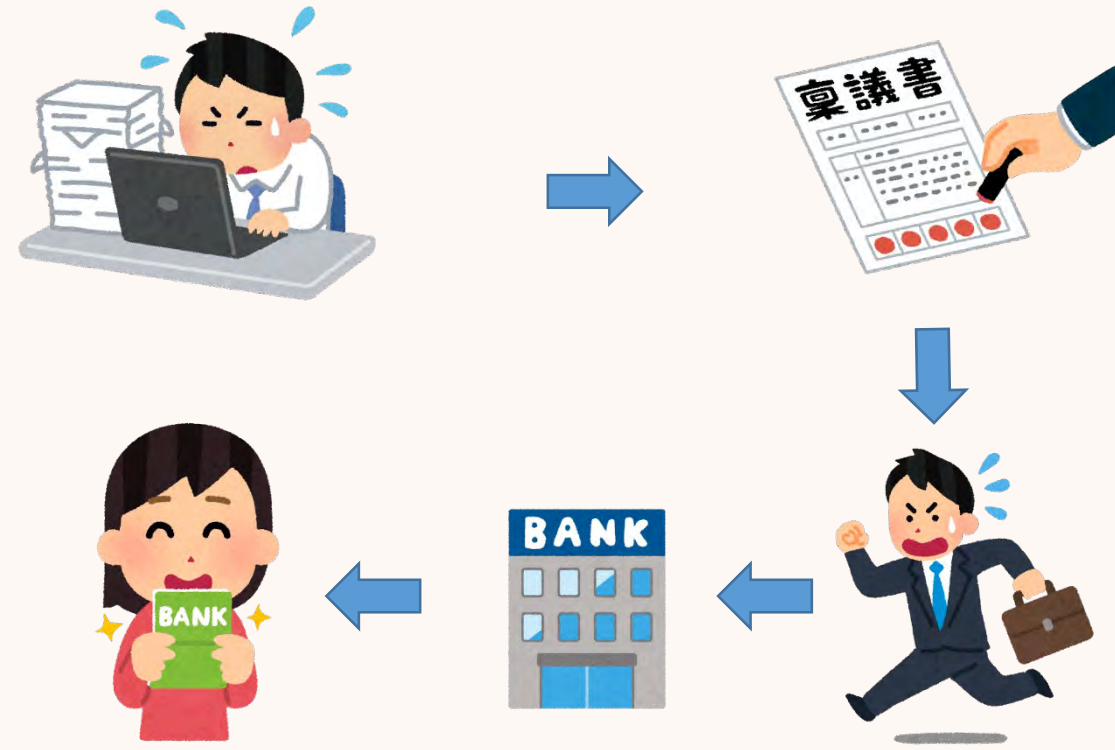
→ 審査結果の通知 → 医療費の支払い



支障事例（償還払い手続き）

妊婦側：償還払いの手続き負担大
立替による金銭的負担大

行政側：償還払いの事務処理負担大





解決策（案） 広域利用

64

日本医師会

A県医師会

B県医師会

A県A市

A県B市

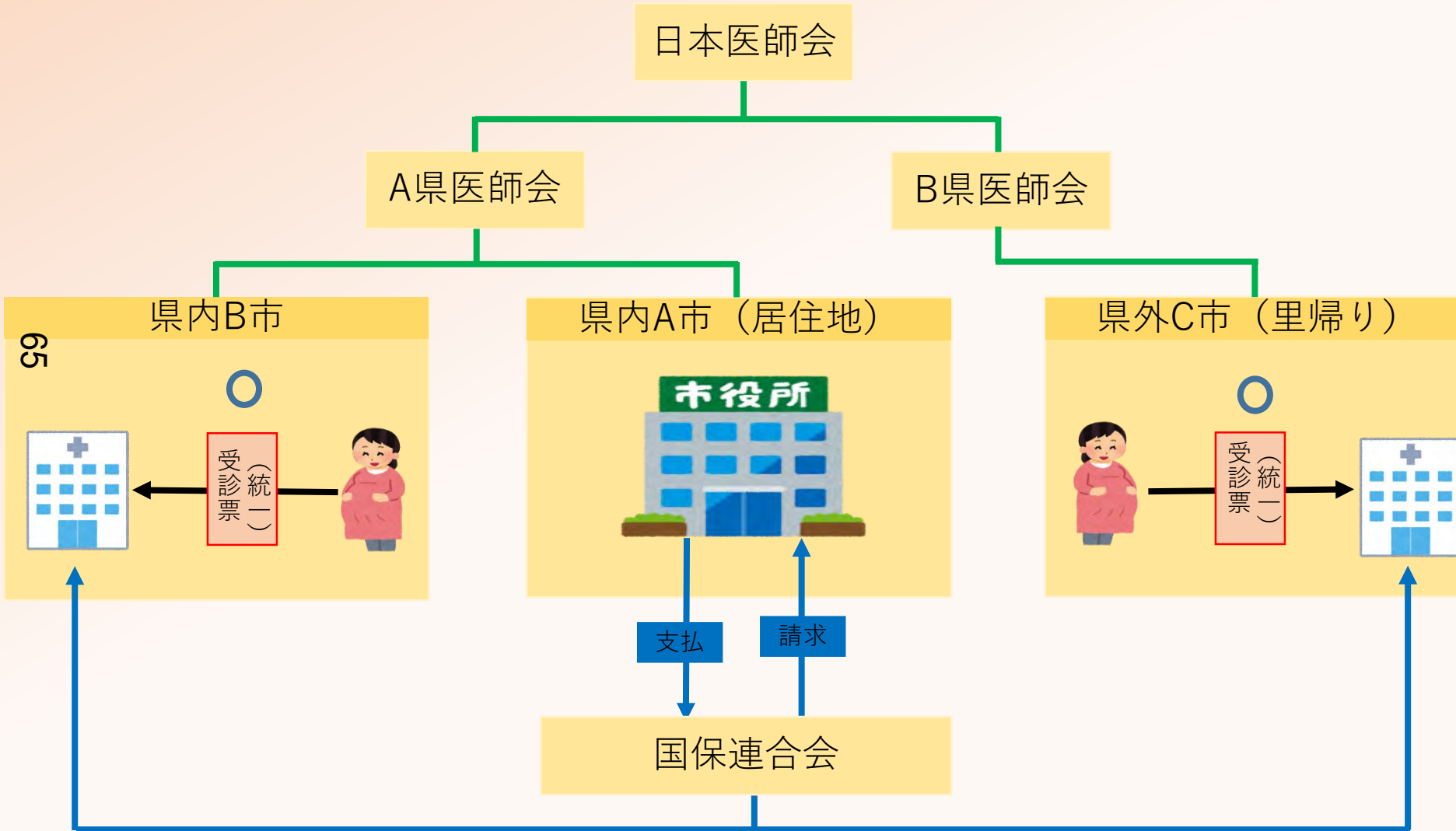
B県C市

B県D市

相互利用可

- ①妊産婦健診受診票の様式を統一する。
- ②各都道府県医師会と日本医師会が妊産婦健診の契約を締結。
- ③各市町村は、都道府県の医師会と契約を結ぶことで県外の妊産婦健診医療機関と契約したこととする。

解決策 (案) 広域利用

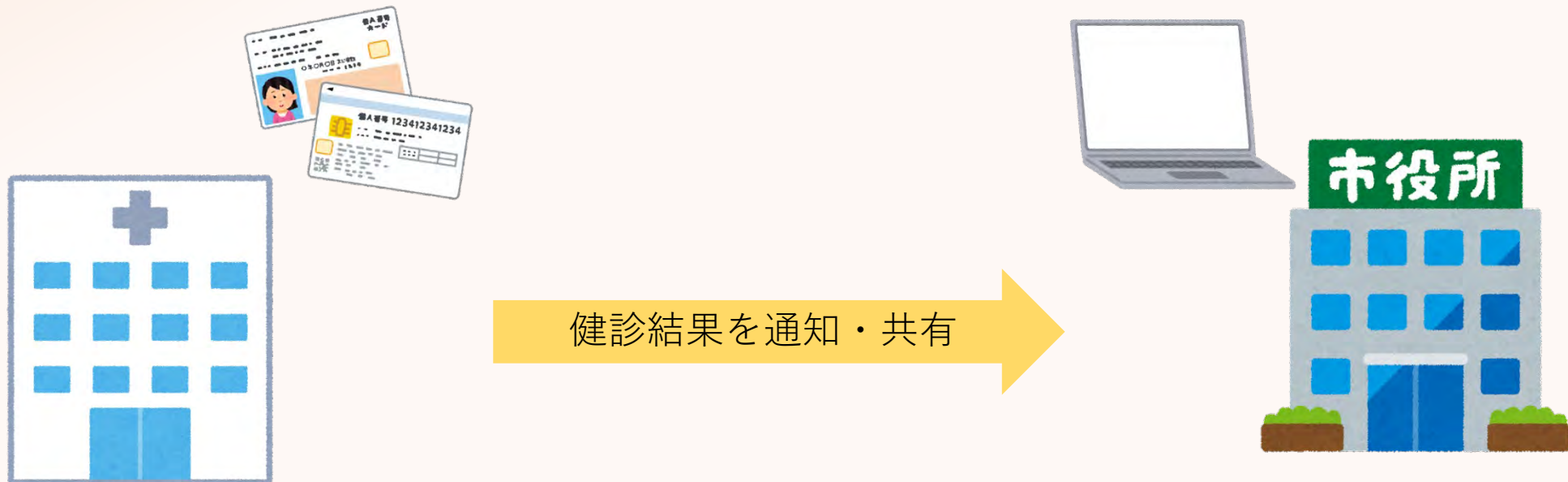


○県内の支払い方法と同様に
国保連合会を通じて、支払い

解決策（案） 情報共有

- マイナンバーカードを活用し、健診結果を居住地の自治体に通知、共有されるシステムを構築
- マイナンバーを利用して自治体間で情報共有

69





提案による効果

○妊産婦の利便性向上

- ・妊産婦健康検査の医療費立替が不要になる（金銭的負担軽減）
- ・償還払い手続きが不要になる（産後の身体的負担軽減）

67 ○行政側の事務負担軽減

- ・償還払いに要していた事務時間を母子サービスの向上に充当可

○妊産婦への行政サービスの充実

- ・妊産婦検査の結果を共有することにより、タイムリーな支援を行うことが可能となる
- ・他市町村とつながることができ適切な行政サービスを受けられる

参考条文 他



母子保健法

第十二条

- 1 市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、健康検査を行わなければならない。
 - 一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児
 - 二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児



- 2 前項の内閣府令は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九条第一項に規定する健康検査等指針（第十条第四項において単に「健康診査指針」という。）と調和が保たれたものでなければならない。

第十三条

- 1 前条の健康診査のほか、市町村は必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

厚生労働省告示第二百二十六号

前文略

妊婦に対する健康診査の基準についての望ましい基準

第一 妊婦健康診査の実施時期及び回数等

- 一 市町村は次のイからハまでに掲げる妊娠週数の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる頻度で妊婦に対する健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）を行い妊婦一人につき出産までに十四回程度行うものとする。
 - イ 妊娠初期から妊娠二十三週まで おおむね四週間に一回
 - ロ 妊娠二十四週から三十五週まで おおむね二週間に一回
 - ハ 妊娠三十六週から出産まで おおむね一週間に一回
- 二 市町村は、妊婦一人につき十四回程度の妊婦健康診査の実施に要する費用を負担するものとする。